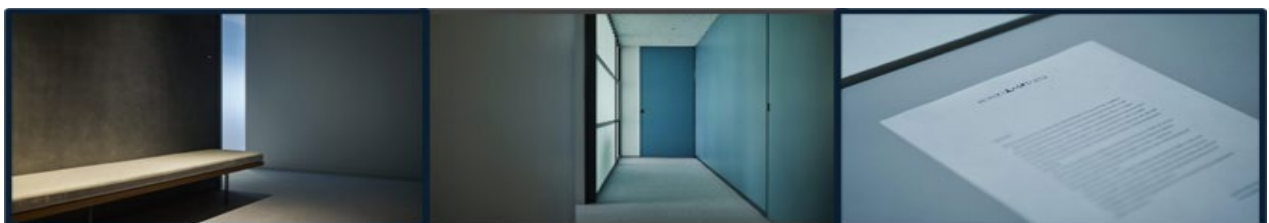


ISSHIKI & PARTNERS

「米国外訴訟における 1782 条ディスカバリーの活用」

目次

1	はじめに	1
2	1782 条ディスカバリーの概要	1
3	法定要件と裁量的判断	1
4	ディスカバリーの特徴と実務上の留意点.....	2
5	おわりに	3



米国外訴訟における 1782 条ディスカバリーの活用

一色法律事務所・外国法共同事業

米国弁護士 一色太郎

1 はじめに

米国訴訟におけるディスカバリー手続は、その極めて広範な証拠開示で知られている。しかし、この強力な仕組みが米国内にとどまらず、米国外で進行中の訴訟にも利用可能であることは、必ずしも十分に認識されていない。

本稿では、合衆国法典第 28 卷 1782 条に基づく、いわゆる「1782 条ディスカバリー」に焦点を当て、その制度の概要、そして実務上の活用のあり方を解説する。

2 1782 条ディスカバリーの概要

1782 条ディスカバリーとは、米国連邦地方裁判所に申立てを行い、その管轄内に居住または所在する個人・法人に対して、外国の裁判または準司法的手続において使用する証拠の提出を命じることができる制度である。申立ては、外国訴訟の当事者に限られず、利害関係人や外国政府も行うことができる。

米国最高裁は *ZF Automotive US, Inc. v. Luxshare, Ltd.*, 142 S. Ct. 2078 (2022) において、1782 条の対象は「外国または国際機関により設置された裁判所や行政・規制当局」に限定され、私的な国際商事仲裁機関は含まれないと判示した。したがって、ICC 仲裁などの国際商事仲裁に関連して 1782 条ディスカバリーを利用することはできない。

1782 条ディスカバリーでは、文書提出 (document requests) や証言録取 (depositions) が認められ、これらは米国訴訟と同様に召喚状 (subpoena) により強制され得る。なお、質問状 (interrogatories) や事実認否要求 (requests for admissions) は認められない。

この制度の大きな特徴は、証拠収集を求める外国法に米国型ディスカバリーが存在しなくても、米国裁判所の裁量で開示が認められる点にある。実務上は、海外の当事者が外国訴訟に関連して、米国内の子会社、元従業員、代理人などから証拠を収集する手段として利用されることが多い。

3 法定要件と裁量的判断

1782 条ディスカバリーが認められるには、次の 3 つの法定要件を満たす必要がある。

1. **対象者の所在:** 証拠提供を求める相手が、申立てを行う裁判所の管轄内に居住または所在していること。
2. **利用目的:** 取得した証拠が、外国または国際機関の裁判・行政手続で使用されること。
3. **申立人の資格:** 申立人が、外国手続の当事者、利害関係人、または外国政府であること。

もっとも、これらの要件を満たしても、証拠開示が自動的に認められるわけではない。米国最高裁は

Intel Corp. v. Advanced Micro Devices, Inc., 542 U.S. 241 (2004) において、裁判所が裁量を行使する際に考慮すべき要素として、以下の点を挙げている。

1. **対象者が外国手続の当事者か否か**：相手方が外国訴訟の当事者であれば、外国裁判所が直接証拠提出を命じ得るため、米国裁判所の関与の必要性は低い。他方、相手方が第三者である場合には、外国裁判所の管轄が及ばない可能性が高く、米国裁判所の関与の意義は大きいと評価される。
2. **外国裁判所の受容性**：米国で収集された証拠を外国裁判所が受け入れる見込みがあるかを検討する。外国裁判所が明示的に「利用しない」と示している場合には申立てが却下されやすいが、立場が不明確な場合には開示が認められる傾向がある。
3. **外国法規の回避目的か否か**：申立てが外国の証拠収集ルールを回避する目的で行われたと見なされないかを検討する。例えば、外国裁判所が却下した証拠開示請求を米国で再度試みるような場合は濫用と判断され得る。ただし、外国法にディスカバリー制度が存在しないこと自体は、申立てを否定する理由とはならない。
4. **対象者への負担**：過度に広範な電子データや営業秘密の開示が求められる場合には、保護命令（protective order）によって範囲や方法が制限されることが多い。

以上の要素は総合的に判断され、開示の可否は最終的に裁判所の裁量に委ねられる。

4 ディスカバリーの特徴と実務上の留意点

米国のディスカバリーは、関連性があれば広範な開示を認める点に特徴がある。連邦民事訴訟規則 26(b)(1)は「事件の主張または防御に関連するあらゆる非特権情報」を対象とし、その範囲には営業秘密や内部文書も含まれる。他国の訴訟制度と比較しても格段に広範であり、訴訟当事者にとって大きな負担となり得る。

近年の判例では、証拠が海外のサーバーに保存されていても、米国内の対象者が「保有、管理または支配」しているとみなされれば、開示の対象となる場合がある。例えば、スペインの銀行破綻に関連し、投資家らが米国内の関係者を対象に契約書や財務記録、電子メールなどの証拠を求めた事案で、裁判所は、文書が物理的に米国外に保存されていても、米国内の対象者が「管理または支配」していれば 1782 条ディスカバリーの対象になると判示した¹。この判断は、クラウドや越境データ管理が一般化する現代において、1782 条ディスカバリーの射程が国境を越えて拡大していることを示している。

日本に関連しては、日本特許庁の無効審判に関連し、米国内の第三者から研究開発に関する技術資料や社内でのやり取りを取得するために 1782 条ディスカバリーが申立てられた事例がある²。争点は、日本特許庁の審判部が「外国または国際機関により設置された裁判所・審判機関」に該当するかであったが、第 9 巡回区控訴裁判所はこれを肯定し、証拠収集を認めた。

さらに、日本で進行中の民事訴訟に関連して、米国内からの証拠収集を求めた事案も存在する³。

¹ *In re del Valle Ruiz*, 939 F.3d 520 (2d Cir. 2019).

² *In re Application of Akebia Therapeutics, Inc.*, 793 F.3d 1108 (9th Cir. 2015).

³ *In re Application of O'Keeffe*, 650 F. App'x 83 (2d Cir. 2016).

5 おわりに

1782 条デイスカバリーは、多くの国には存在しない広範な証拠収集を可能にする強力な制度である。国際紛争に関わる当事者にとっては、1782 条を戦略的に活用する「攻めの手段」としての側面と、予期せぬ申立てに備えて制度を理解し適切に対応する「防御の備え」としての側面、その両方を踏まえることが重要である。

(2025 年 9 月)

著者および事務所紹介



一色 太郎

マネージングパートナー

外国法事務弁護士（米国） /

カリフォルニア州・コロンビア特別区法

tisshiki@isshiki-law.com

一色太郎 米国弁護士・外国法事務弁護士。一色法律事務所・外国法共同事業マネージングパートナー。モリソン・フォースター法律事務所でパートナーを務めた後、2011 年に独立。米国訴訟をはじめとする幅広い国際紛争に携わっており、特にクロスボーダー案件に強みを有する。また、知的財産分野にも精通し、一色国際特許事務所と緊密に連携のうえ、企業の多様な知財ニーズに対応している。

一色法律事務所・外国法共同事業は、東京を拠点とし、クロスボーダー案件を専門とする法律事務所である。所属弁護士の多くは外資系法律事務所での経験を有し、国際的なクライアントを代理して、訴訟や企業法務に関する幅広い案件を取り扱っている。また、一色国際特許事務所と緊密に連携し、知財案件においては、その創出段階から最高裁判決に至るまで、あらゆる局面に対応している。



免責事項

本資料は、一般的な情報の提供を目的としたものであり、特定の事案についての法律上の助言を行うものではありません。記載内容に基づいて取られた行動または取られなかった行動の結果について、当事務所は一切の責任を負いかねます。個別の案件につきましては、当事務所までご相談ください（contact@isshiki-law.com）。